



### ～ 書面化の重要性！～

仕事関係や知人等から仕事や金銭等に関するお願いをされた際、ついつい口頭での約束ですませていることはありませんか。今回は、書面化することの重要性について記載したいと思います。

#### ●これまで大丈夫だったから！

『急にどうしても必要になったので、...』ということをお願いされたので、引き受けました。これまで何度か取引をしていて、少し遅れることはあったものの一応払ってくれていたため、今回も大丈夫と思って特に書面等は作成しませんでした。しかし、仕事が終わったのに、支払がいつまでたってもなく、なんと相手は「そのようなことを頼んだ覚えがない」といっています。もう訴訟を起こして払ってもらえないのでしょうか？』

この場合、相手が任意に支払ってくれないのであれば、最終的には訴訟等を起こして強制的に支払ってもらう方法を検討することになります。しかし、訴訟においても、判断する裁判官はその約束がなされた場にいたわけでもありませんので、どちらの言っていることが正しいのかについて明確に判断がつかない場合が多くあります。

その場合、裁判官が自らの感覚に従ってなんとなく判断をするということはありません。裁判官の行った判決等の判断は公平でなければならず、かつ第三者にも検証されることになるので、証拠に基づいて判断せざるを得ないのです。そして、一般的には請求する方が証拠を出して立証できなければ負けてしまうことが多いです。そのため、証拠がなければ裁判を起こしても勝つことができない可能性が高いのです。

#### ●証人や会話を録音したテープがあるから大丈夫？

これらの証拠も立証において役にたつことが多いのですが、証人は近い人だとあまり重視されなかったり、録音テープでも、そういう意味の発言ではなかったとか、いろいろな反論がなされる可能性があります。そのため、一般的に証拠として強いのは、相手自身が作成もしくは署名・押印した書面といわれています。

#### ●書面を作ることは面倒？

たしかに書面を作ることは面倒です。しかし、後でその約束があったかどうか争いになる方がもっと面倒です。また、少しの手間を惜しむことで大きな損失につながる危険もあります。そこで、一度契約書や発注書等のフォーマットを作り、その都度作成して書面化する癖をつけてみましょう。そうすると、意外と面倒ではないことや、安心を感じることができることに気づかれます。

#### ●せっかく書面化したのに、...

せっかく書面を作ったのに、何のことにしても契約・約束をしたのかわかならんと争われて困っていますということも多々あります。曖昧な内容の書面では、結局内容面でどういった意味の書面であるかといったことが紛争になってしまいます。そのため、最低限、日付・当事者の名前・場所・取引の対象や内容・支払金額・期限等は明確に特定して作成した上で、相手の署名・押印をもらうようにしましょう。(文責:小林義和)

お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 [info@yotsubasougou.com](mailto:info@yotsubasougou.com) <http://www.yotsubasougou.jp/>  
〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



ニュースレター5月号では、皆様がご安心して当事務所へご来所できるよう、建物の入口からご相談室に入るまでの様子をご紹介します！

(※当事務所は**完全予約制**です。ご来所の際には、**必ずご予約**をお願い致します。)



① 「水戸屋壺番館」と書いてある看板が、当事務所の入っているビルです。

② 正面にあるエレベーターに乗っていただき、4階へお上がりください。

③ 4階に到着し、扉が開くと目の前にガラス張りの入口があります。

左側にある**インターホン**押していただき、お名前をお伺いさせていただきます。

入口まで事務局長がまいりますので、しばらくお待ちください。

④ お部屋のご案内させていただきます。

⑤ お席に着かれましたら、お飲み物をお伺いさせていただきます。

当事務所では、**常時約12種類**の飲み物をご用意して皆様をお待ちしております。

⑥ 相談カードをご記入いただき、しばらくすると弁護士がまいります。



☆**弁護士法人よつば総合法律事務所のこだわり**☆

- 皆様の悩みが本当に解決するまで努力します！！
- 皆様が予測する以上の迅速な手続きを心がけます！
- 法律を知らなかったために損をするということはありません
- 最先端の法律知識を得るべく常に研鑽を積んでいます！
- あらゆる法分野において、千葉県で一番の事務所を目指しています！
- 日本を代表する地域総合型法律事務所を目指しています！



☆お気軽にお越し下さい☆

『よつば』は古来より幸福の象徴と言われています。当事務所に縁あって関わりをもたれる皆様が1人残さず幸せになるように、よつば総合法律事務所は全力で精一杯努力いたします。

お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 [info@yotsubasougou.com](mailto:info@yotsubasougou.com) <http://www.yotsubasougou.jp/>  
〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋壺番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)  
受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談